

## 平成29年度事業報告

我が国の政治情勢は、安倍首相が、学校法人「加計学園」などを巡る問題で野党から批判を浴びている中、平成29年7月2日に東京都議会選挙が執行され、自民党が57議席から23議席の歴史的惨敗を喫しました。結果、小池都知事が結党した「都民ファーストの会」が追加公認を含め55議席となり、自民党から都議会第一党の座を奪取しました。このような中、衆議院は7月に解散され、第48回衆議院選挙が平成29年10月22日に実施され、自民党は、追加公認も含め284議席を獲得し、圧勝しました。公明党（29議席）を加えた与党全体では313議席となり、憲法改正の国会発議に必要な3分の2（310議席）以上の議席を維持したこととなりました。また、小池都知事が都議選の夢を再びと結党し民進党からも合流した「希望の党」は50議席にとどまり、枝野幸男氏が結党した「立憲民主党」が、3倍以上の55議席を獲得し野党第一党に躍進しました。

また、日本の経済を見てみますと、安倍首相が打ち出したアベノミクスの5年間の取り組みの下、平成24年11月を底に長期にわたる景気の緩やかな回復基調が続いています。バブル期（51ヶ月）やいざなぎ景気（57ヶ月）を抜き、第14循環（73ヶ月）に次ぐ2番目の長さとなりました。「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」三本の矢に新たに「希望を生み出す強い経済」という形で統合された取り組みにより、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業の稼ぐ力が高まり、企業収益が過去最高基準となる中で、雇用・所得環境も改善し、所得の増加が、個人消費や民間企業の設備投資など国内需要も持ち直しており、好環境が進展しています。

景気回復の長期化によって、労働市場は需給が引き締まりつつあり、人手不足の状況はバブル期並みとなっています。生産年齢人口が減少している中であっても、就業者数は平成24年と比べて185万人（内女性が152万人）増加しています。有効求人倍率は1.4倍を超えて高度成長期以来の高さとなり、更に、高度成長期でも実現できなかった47全ての都道府県で1倍を超え、働きたい人が働ける経済環境を作り出すなど、地方でも明るい動きが見られています。また、賃金についても、中小企業も含め多く企業で4年連続のベースアップが実施されるなど、全国で経済の好循環が着実に回り始め

ています。

普通は、景気が拡大を続けていけばインフレ懸念が高まり、日銀が、景気をわざと悪くしてでもインフレを押さえ込もうと考えて金融を引き締めるのですが、現時点では、デフレではない状況になっているものの、景気回復が5年以上続いているのに消費者物価の基調は横ばいとなっており、デフレからの脱却に向けて、まだまだ課題が残されている状況にあります。

このような中、皇族関係で大きな動きがありました。まずは、天皇陛下の退位を実現する特例法が平成29年6月9日の衆議院本会議で可決、成立しました。皇族会議での意見集約を受け、政府は施行日を平成31年4月30日とする政令を閣議決定しました。翌5月1日に皇太子さまが即位され、新しい元号となります。また、宮内庁は平成29年9月3日、秋篠宮家の長女眞子さまと大学時代の同級生で法律事務所職員小室圭さんの婚約内定を発表しました。平成24年、お二人が通っていた国際基督教大学の留学予定者説明会で、席が前後になったことがきっかけで親しくなり、交際に発展。眞子さまが英国、小室さんが米国に留学中も連絡を取り合い、帰国後の平成25年12月に、小室さんが将来結婚しようとしてプロポーズ、眞子さまは、その場でお受けになりました。国民的ヒーローが将棋界から生まれました。中学生でプロ入りした将棋の最年少棋士、藤井聡太四段が平成29年6月26日、竜王戦の本線1回戦で増田康宏四段に勝利し、平成28年12月のデビュー以来無敗で公式戦29連勝の新記録を樹立した。28連勝した神谷広志八段以来、30年ぶりの快挙で、14歳という若さにワイドショーなどでも連日取り上げられ、日本中がわきました。平成29年11月には、史上最年少（15歳4ヶ月）で公式戦50勝を達成、羽生善治竜王の持つ記録（16歳6ヶ月）を更新しました。

さて、タクシー事業は、タクシー特措法の施行から約3年後の平成24年9月28日に、東京特別区・武三地区等を始め殆どの特定期域が再指定され継続されることになりましたが、平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（改正タクシー特措法）が施行され、東京・大阪など全国155の旧特定地域が一旦一斉に準特定地域に移行されました。

このような中、特定地域の指定基準等が平成27年1月30日公示され、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏については、特定地域の指定基準に合致せず準特定地域に留まることとなりました。

また、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏及び西多摩交通圏は、平成29年1月27日に準特定地域として再指定がされ継続されることになったことから、引き続きタクシー業界として適正化及び活性化に取り組むこととなります。

しかし、南多摩交通圏については、平成27年12月25日に、特定地域指定候補地に選定され、平成28年3月8日に開催された南多摩準特定地域協議会において、台数ベースで90.8%の賛同を得て、特定地域の指定に同意を決め、平成28年6月29日に、国土交通省の運輸審議会答申を経て特定地域として大臣指定がされました。その後、平成29年3月29日に開催された第2回特定地域協議会において、個人タクシーは月2日の定休日に加えて、供給輸送力の削減を年間6日とすることを盛り込んだ特定地域計画が承認されました。その特定地域計画は平成29年4月11日に申請し、平成29年6月23日に認可となりました。更に、個人タクシー事業者の事業者計画を平成29年8月31日に申請し、平成29年10月26日に認可となり、6ヶ月以内の平成30年3月1日から供給輸送力の削減を実施しております。

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成14年度末の19,056人から平成29年度末では12,874人と6,182人も減少をしております。新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみで、平成28年度360人、平成29年度302人に止まっています。

全事業者数で見ると、この1年では545人の減少となり、1万2千を割り込むことが目前に迫っており、正しく危機的状況となっております。

前述のとおり、東京都の全交通圏は準特定地域となりましたが、平成26年度から平成29年度における需給状況の判断期結果では、増加可能車両数は出ませんでした。従って、新規は引き続き凍結となり、事業者数は更に減少し、組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。その様な最悪な状況を迎える前に、個人タクシー業界の存亡を掛け、例えば、一定数以上の事業者数が減少した場合には、その減少分を補充する等の措置を講じて頂けるよう行政に要請していたところ、平成29年4月12日開催された「自民党の個人タクシーを応援する議員連盟」の第3回総会の挨拶の中で、「2011年から15年まで個人タクシーの減少率は、17.2%。同じ期間の法人タクシーの減少率は11.5%で、タクシーの数を減らすことへの貢献は法人に比べて明らかにある。」とした上で「こういった形で個人タクシーの新規許可ができるか真剣に検討したい。高齢化を止めて若い血を入れることに使って頂けるならあり得る。法人業

界との調整や特措法の趣旨といった点でも今後相談し、対応できるようにしたい。」との見解を述べました。今後は、個人タクシー業界が取り得る施策を精査した上で、行政にお願いしていくことになり、やっと1歩の前進を見ました。個人タクシー業界の将来を少しでも明るいものにするため、早期実現に向けて取り組んでいきたいと思えます。

## 平成29年度の各事業の主な取り組み状況

### I. 安全輸送を確保するために必要な事業

交通事故の削減につきましては、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」が改訂され、新たに「事業用自動車総合安全プラン2020～行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築～」が公表されました。主な追加的対策事項は、バス、トラック、タクシーの各業態における新たな目標設定（死者数、事故件数、飲酒運転ゼロ等）や行政・事業者そして利用者を含めた連携強化による安全トライアングルの構築、軽井沢スキーバス事故等により新たに策定された安全対策を反映、また自動運転、ICT等を活用した先進安全技術を普及促進していくものとなっています。

個人タクシー業界におきましても、全個協、同関東支部、当協会、会員団体、所属団体、交通共済協組が一丸となって重点施策に取り組むとともに、一人ひとりの事業者におきましても日々の安全運転を徹底し、交通安全に対する心掛けや意識を高めながら目標達成に取り組んでいます。

安全対策委員会では、「都内における交差点別交通人身事故のワースト5」「都内における高速道路の死亡事故発生地点について」「アルコール検知器の保守等に関するポスター」「危険ドラッグ等の薬物使用の弊害等について」を作成し周知するとともに、重大事故情報の共有化、セーフティドライバー・コンテスト、交通事故撲滅啓蒙活動への参加等、輸送の安全性の向上に努めました。各団体におきましても危険予知訓練（KYT）等を取り入れた小グループ講習等を実施しました。

タクシー強盗や料金の踏み倒し等に対する防犯対策につきましては、車内防犯カメラの装着の推進、各団体での防犯訓練の実施等、一層の強化をお願いしました。

近年の個人タクシー事業者による不祥事が続く中、平成29年度に入りましても飲酒運転事故、救護義務違反、無免許運転、無車検運行等が発生し、個人タクシーの信用信頼を大きく失墜させました。ここ数年続く不祥事により個人タクシー制度そのものの存続が危ぶまれる程の危機的な状況となりました。

当協会におきましても、自家使用時におけるアルコールチェックの徹底や運転免許証の有効期限を誕生日（期限の1ヶ月前）として考え更新を済ませることなどの対応策を理事会決定し、業界として懸命にその実行に取り組みましたが、平成29

年度も前年度に続き、不祥事の対応に多くの時間が割かれる一年となりました。

信用信頼を失うのは一瞬ですが、失った信用信頼はすぐには取り戻せません。優秀適格者として模範となるべき個人タクシー本来の姿を取り戻すべく、個人タクシーが現在おかれている危機的状況を理解され、改めて関係法令の遵守及び輸送の安全の確保が責務であることを深く認識し、一致団結してこの難局を乗り越えなくてはなりません。

#### (1) 交通事故発生件数

国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」及び全個協の「個人タクシー事業に係る総合安全プラン2020」に基づき、関東支部において都県協会別の「平成30年人身事故件数削減目標」が設定され、当協会において会員別に所属事業者数の割合で目標件数を割り振り事故防止対策の一層の推進をお願いしました。

人身事故を削減するとともに死亡事故、飲酒運転につきましては、当然のこととして、毎年ゼロを目標に掲げ、東京都個人タクシー交通共済協同組合並びに日個連東京都交通共済協同組合の協力を得ながら交通事故防止に継続的に取り組んでおります。

なお、当協会として独自に集計しております両交通共済協組並びに全個人タクシー協議会からの事故報告件数につきましては、平成29年の総件数は前年比マイナス154件と大きく減少しました。しかし、このような中で人身事故につきましては+40件と大幅に増加しています。事業者数も減少する中で総件数の連続減少は考えられることですが、その中で人身事故の増加は大変残念な結果であり、大きな課題を残すこととなりました。引き続き、総件数の減少と合わせ一層の努力が必要です。なお、ゼロを目指している死亡事故は、前年より4件減少したものの3件という結果となりました。

	26年	27年	28年	29年
総件数	1,887件	1,805件	1,795件	1,641件(前年比△154件)
(死亡事故)	0件	7件	7件	3件(前年比 △4件)
(人身事故)	580件	576件	565件	605件(前年比 +40件)
(物損事故)	1307件	1,222件	1,223件	1,033件(前年比△190件)

## (2) 事故防止コンテスト

当協会が主催する事故防止コンテストは、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位5団体に対し、その取り組みに感謝の意を表すため表彰基準を制定しております。

平成29年の集計から、下記の所属団体が事故防止コンテストで表彰されることとなりました。

	団体名	人身事故発生率
1位	東京都個人タクシー協同組合 文京第二支部	1.48%
2位	東京都個人タクシー協同組合 南多摩支部	1.74%
3位	東京都個人タクシー協同組合 練馬支部	2.37%
4位	東京都個人タクシー協同組合 品川第二支部	2.46%
4位	東京都個人タクシー協同組合 文京第一支部	2.46%

## (3) セーフティドライバー・コンテストへの参加

毎年7月から12月までの6ヶ月間、5人一組で無事故無違反の達成を目指す警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストに参加しております。

平成29年度も、安全運転・事故防止の徹底を図るため150組750名の参加により無事故無違反の達成に努めました。

「セーフティドライバー・コンテスト表彰基準」に基づき、無事故・無違反10年連続達成の3団体、7年連続達成の2団体、5年連続達成の7団体及び3年連続達成の11団体が表彰となりました。達成率は63.3%と昨年を12.0ポイント上回ることができました。期間中の交通事故は昨年よりマイナス2件の2件、交通違反も25件減少し73件でしたが、速度違反、信号無視が多い状況です。

	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者	158組	158組	150組	150組
達成者	81組	82組	77組	95組
達成率	51.3%	51.9%	51.3%	63.3%

#### (4) ドライブレコーダー導入状況

ドライブレコーダーの装着は、事故発生時の客観的な映像として適切かつ迅速な事故処理・事故原因の究明のために大変重要なものとなっています。また、事故防止対策の資料映像として活用するのはもちろんのこと、装着することによる安全運転の励行・事故防止の効果も認められることから、安全対策委員会では両交通共済協組と連携を取りつつ全車装着に向け普及促進を図りました。

車内防犯カメラとの一体型への付け替えも進めておりますが、平成29年度末ではドライブレコーダーの装着は9,941両で、装着率は79.0%でした。

また、ドライブレコーダーや車内防犯カメラ等を装備することは、前出のとおり事故処理や原因の究明、その他各種犯罪の未然防止に大きく寄与しているだけでなく、記録された映像情報は、事故・事件等が発生した際の現場の状況など、まさしく都民の安全・安心に資する多くの参考情報であることから、警視庁と当協会においては「ドライブレコーダー等の映像情報の円滑な提供に関する協定書」により協定を締結しております。引き続き、スムーズな情報提供の対応とドライブレコーダー、車内防犯カメラの更なる装着の推進をお願いいたします。

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
装着数	9,565両	9,124両	9,951両	9,941両
装着率	67.7%	66.9%	75.7%	79.0%

#### (5) 法個事故防止合同活動

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会との法個事故防止合同活動におきましては、法個が連携して春秋交通安全運動及び12月繁忙期の統一街頭活動として、警視庁の協力のもと各乗り場においてシートベルト着用調査を実施するとともに、乗務員・事業者にはチラシやノベルティグッズを配布しながら交通事故防止指導を行いました。

また、年末年始の輸送等に関する安全総点検運動に呼応して、東タク協との連名による「年末年始安全総点検実施中」のステッカーを作成し、法個全車両に貼付して繁忙期における安全運転、交通事故防止意識の高揚を図りました。



(6) タクシードライバー交通安全教室参加（高齢事業者対象）

平成29年度の警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全教室は、世田谷の警視庁交通安全教育センターにおいて2回開催されました。各回とも65歳以上の事業者16人が法人ドライバーと合同で参加し、日頃の自分の運転を見直すとともに安全運転の重要性を再認識しました。

(7) 個人タクシーの防犯対策

平成29年度は東京タクシー防犯協力会では、12月4日に「防犯責任者等講習会」を開催し、個人タクシー業界からは、東個協、都営協、両交通共済、都個協の防犯協力会担当役員が出席しました。警視庁各課の担当官からのタクシーの防犯対策、暴力団情勢、薬物対策等についての講演があり防犯知識の普及と意識の高揚に努めました。

車内防犯カメラは、その装着を示すことで犯罪を未然に防ぐ効果も大きく、もしもの時の重要な証拠となる大変効果のある防犯装備の一つであります。装着台数は、既に8,360両に装備されており、ドライブレコーダーとの一体型の装着が進んでおります。引き続き、より幅広の防犯仕切板とあわせ装着の推進が望まれます。

平成29年のタクシー強盗は法個あわせ46件でありました。乗車料金を踏み倒し逃走するケースが多くを占めておりますが、売上金や運転者に危害が及ぶケースも想定し、第一に身の安全の確保そして素早い110番通報等の日常の心構えが重要であります。

また、被害車両のうち防犯仕切板を装着していない車両が13両(28.3%)ありました。

	26年	27年	28年	29年
認知件数	44件	39件	51件	46件
うち防犯仕切板未装着数	12件	6件	11件	13件
%	27.3%	15.4%	21.6%	28.3%

(8) 個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策について

本来ありえない飲酒運転事故、救護義務違反、無免許運転、無車検運行等が平成29年度に入りましても連続して発生しました。

近年続く個人タクシーによる不祥事の再発防止策として平成28年8月の「飲酒運転事故の再発防止策」をさらに強化した「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」を同年11月に策定し、悪質違反の撲滅に向け、当協会、会員団体、所属団体が一体となって小グループ講習の実施や運転免許証等の更新確認作業の徹底及び報告などに取り組んでおりましたが、平成29年5月に2月に起こしていた酒気帯び運転事案が発覚し、6月30日付で東京運輸支局長通達「個人タクシー事業における法令遵守の再徹底について」が発出されることとなりました。これは、前年8月1日付の東京運輸支局長通達「個人タクシー事業における法令遵守の徹底について」の発出後も、酒気帯び運行、無車検運行、無免許運行及び救護義務違反など悪質事案が立て続けに発生、さらには酒気帯び運転の違反を組合に報告せず隠蔽した事案が5月下旬に発生している。このような事態は、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であるとされ、当協会に対しての通知だけでなく、個人タクシー事業者各位とされた通達も含まれるというもので、個人タクシー業界はかつてないほど厳しい状況となりました。

当協会としても、不祥事が発生する都度、緊急通知を会員へ流し再発防止策の徹底をお願いしておりましたが、その後も無免許運転等が発生し続けたことから、9月12日開催の第34回理事会において、各事業者は運転免許証の有効期限を誕生日（期限の1ヶ月前）として考え、それまでに更新を済ませる。団体においては、誕生日が近づいても更新してない事業者については、役職員が直接、誕生日までに更新されているよう完了するまで確認作業を繰り返し行うことを決定しました。

期限更新申請の受付時においても、審査期間内に運転免許証の更新を失念し、失効した状態での無免許運転が発覚したことから、団体における運転免許証及び自動車検査証の（写）の保管状況並びに平成25年7月1日以降の運転免許証の失効の有無（支局へ報告しているものは除く）の緊急調査を実施することとなりました。運転免許証及び自動車検査証の（写）につきましては、全団体で保管体制が取られておりましたが、運転免許証の失効の有無につきましては、支局への「運転免許停

止期間等報告書」の未報告が3件ありました。いずれも入院や眼の病気のため更新ができないというもので無免許運転はなく休止届も提出されており、早急に同報告書を提出しました。

また、期限更新申請時に添付する運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限満了日までの間の新たな道路交通法違反等の未報告事案も多数発生している状況から、9月12日開催の第34回理事会において、「運転記録証明書の活用についての申し合わせ」も承認しました。所属団体は最低でも年1回、毎年7月頃に所属の全事業者の運転記録証明書を取得して、期限更新申請やマスター申請の添付書類に使用するほか、期限更新申請時に添付する運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限満了日までの間の新たな道路交通法違反があるかどうかの確認、運転免許証の停止や失効の有無の確認及び飲酒運転等重要事案がないかの確認を行い、報告漏れ等がないか法令遵守を徹底することとしました。

その他、運転免許証の更新に関して、平成29年3月の道路交通法改正により高齢運転者は「認知機能検査」や「高齢者講習」を受けることが必要となり、更新手続が複雑化・長期化し早めに同検査や講習を予約しないと期限までに更新できず失効の恐れがあるため、更新手続等に関し整理したものを作成し周知いたしました。

飲酒運転につきましては、5月に発覚した酒気帯び事案に続き、9月と10月に飲酒運転事故が発生してしまい、10月19日開催の第35回理事会において改めて「飲酒運転の再発防止策」を策定しました。飲酒運転及び飲酒運転事故は支部事務所に訪れる際や買い物等、自家使用時に多くが発生している。自動車を運転する際は自家使用時であっても必ずアルコールチェックを徹底する。また、全支部にアルコール検知器を備え、支部に来た際にも常にアルコールチェックを実施し、アルコールチェックが不可欠であることを認識し習慣化することを決めるとともに、11月には全支部へアルコールチェッカーを無償配付いたしました。

また、「会員の処分等に関する規則」も一部改定し、飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転をしたとき、また無免許運転をしたときにおいてそれぞれ過怠金を増額し抑止力を高めることとしました。

車検につきましても、12月に無車検運行が発生したため、有効期限切れ防止の再徹底通知を発出しましたが、3月にも運行はなかったものの車検切れが1件発生してしまいました。

「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」を確実に実行し、小グループ講習等を通じ事業者各位の状況の把握とあわせ、日頃の連携を密にさせていただき、絶対に不祥事を出さないという信念のもと各団体におかれましてもアルコールチェック及び運転免許証・自動車検査証等の更新状況の確認作業を継続して実施いただきますようお願い申し上げます。

## Ⅱ. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

### 1. 良質な輸送力の確保対策について

#### (1) 個人タクシー事業者研修会（許可期限更新者対象）

個人タクシー事業者研修会は、許可事業者として、関係法令、通達、取扱い基準等の周知に加え、苦情等を根絶するため、旅客接遇を重点に徹底を図るとともに、一層の輸送サービス向上を期することを目的に東京運輸支局長推薦の研修会として実施しました。

・平成29年12月1日更新者	4回開催	3,395名受講
・平成30年6月1日更新者	2回開催	1,875名受講
※受講時の服装指摘1回目の者		34名
※受講時の服装指摘2回目の者		1名

サービス向上のための教育・研修の充実につきましては、タクシー運転者の接客接遇用にお客様に対する姿勢や心構えをはじめ具体的な対応等について構成された、マナー教育専門の講師による接客接遇マナー講習を取り入れており、より一層のサービス向上を図りました。

また、73歳以上の事業者には、別日に従来プログラムに加え、自動車事故対策機構、医療機関の専門家を招いた講習を取り入れた高齢事業者研修会を実施いたしました。

## (2) (一社)全国個人タクシー協会関東支部主催の各種講習会への参加

- ・譲渡譲受試験講習会 255名受講
- ・個人タクシー事業講習会 310名受講

## 2. 利用者へのサービス向上対策について

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生をかけ導入したマスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在では11,760人、その参加率は、92.8%となっております。参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、各団体におきましてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。

乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフリーズ運動や初乗距離短縮運賃を導入している中で近距離のお客様にも気持ち良くご利用いただくための接客基本の徹底と「おもてなしの心」を表せるよう接客接遇マナー講習や接客マナーコンテスト等を通じて会得したワンクラス上のお客様対応により、個人タクシーの存在感が示せるよう更なるサービスの向上に取り組みました。

また、増え続ける訪日外国人への対応、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会、更に少子高齢化社会も見据えた中で、ユニバーサルドライバー研修(UD研修)にも取り組みました。

### (1) 「個人タクシー利用者感謝の日」PRキャンペーン活動(12月1日～21日)

利用者の皆様には、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度を中心とするサービス向上のPRを、事業者には業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再認識し、個人タクシーが存続するために世論からの信頼回復を図るべく、自主努力が不可欠であるということを自覚し、更なるサービス向上を推進することを目的に、関東支部と共催で平成29年度も12月に「個人タクシー利用者感謝キャンペーン」活動を展開しました。

応募ハガキ付きマスターズ制度のPRチラシを制度参加事業者が利用者に車内で配布し、ご利用の領収書を貼付して応募する方法により、今回は11,601通もの

ご応募をいただきました。

本年度も東日本大震災、熊本地震の復興支援策の一環として、当選賞品には東北地方や九州地方の特産品なども盛り込み、1月16日に抽選会を行い総計715名の利用者にお贈りしました。

また、当選者が利用した事業者にも副賞を贈り制度参加への意識高揚を図りました。

・ 応募ハガキ付PRチラシ		297,500枚	配布
・ 応募総数		11,601通	
・ 当選者	マスター賞	JTB旅行券	15組
	ふたつ星賞	東北・九州特産品	100名
	ひとつ星賞	協会特製クオカード	600名

## (2) 第25回個人タクシー利用者懇談会（11月24日）

公共交通機関として、日頃ご利用いただいている利用者からご意見・ご提案等を伺い、諸施策の参考とするため利用者懇談会を毎年1回開催しています。

平成29年度は、新たに委嘱をしたアドバイザー19名が出席され、業界の現況を説明した後、意見交換に入りました。アドバイザーの皆様からは「法人のタクシー会社と個人の協同組合に宛てて待機場所の通知をしたところ、法人タクシーでは内容がすぐに伝わっていたにもかかわらず、個人タクシーでは伝わっていない。ドライバーの方々に対して迅速な情報の伝達・共有の方法はないのか。」「法人系の会社がやっているようなチケットの乗車履歴をデータでほしい。」「ドライブレコーダーは全車に装着していただきたい。」「優秀なマスターみつ星表示は、色を変えて光らせるなど一目でわかるような工夫も必要ではないか」といったご意見・ご提言もいただきました。

## (3) 接客マナーコンテスト（2月28日）

全個協が「新サービス向上推進5か年計画」の後継計画として策定した「スキルアッププラン2015」は、利用者からの信頼の証「乗って安心 個人タクシー」ブランドに磨きをかけて（再生）、更に個人タクシーらしい接客マナーを基本とし

てユニバーサルドライバー研修の知識を修得、地域特性を活かした観光知識のスキルアップ等の取り組みを進めることとしており、資質の向上策の一つとしてマスター事業者コンテスト（接客マナーコンテスト）を実施することとされております。

平成29年度は、各団体単位での予選会、都県協会単位での準本選会、関東支部での本選会が行われました。

2月28日に開催した当協会主催の準本選会では、各団体の予選会を通過した14名のノミネート者が、“おもてなし”の接客で心がけていることを自己PRした後、タクシー車両の模型を使ったロールプレイングに臨みました。今回は社会的要請でもあるユニバーサルドライバーを視点を据え、足が不自由で杖を使われ、トランクに入れるキャリーバックを持っているお客様が利用するという設定で行われました。次の機会もまた個人タクシーを利用したいと思うような安心感や満足感を与えることができるか、各ノミネート者は事前のトレーニングと日頃の営業で培った経験を活かし、やさしく丁寧な接客を披露しました。審査の結果、関東支部が行う本選会へ7名を東京代表として推薦しました。

審査員の(株)キャプラン:マナーインストラクターの松橋真理子さんからは、「本日の設定は荷物を持ち、杖を使用している、つまり両手が塞がっているお客様です。体にどこか不調がある方で両手が塞がっている場合、まず安心していただけるように、自分の方から笑顔で挨拶した後に『何かお手伝いはございますか』とお手伝いの有無を聞いてください。この言葉は交通弱者の方々だけに限らず観光客や子連れの方、ビジネスマンにも通用します。ロールプレイングでの会話や動作は、日頃心掛けていたり事前の準備があって、初めて発揮することができるのだと思います。来月の本選会で思ったとおりの成果が出せるように、毎日の乗務の中で先手の挨拶、先手の笑顔を心掛けてみてください。」とアドバイスをいただきました。

3月28日に行われた都県協会代表14名が集った関東支部の本選会では、ノミネート者は、一層磨きをかけた接客サービスを披露し、最優秀賞は神奈川県協会選出のノミネート者が受賞され、東京選出のノミネート者は優秀賞を獲得いたしました。また、特別賞には2名が入賞しました。平成31年度に開催される全国大会「マスター事業者コンテスト」へは、関東地区からは今回と来年度の本選会最優秀賞・優秀賞の受賞者が進出することとなります。

#### (4) 優良タクシー乗り場

利用者がタクシーを選別でき安心して利用できる環境整備対策として導入された優良タクシー乗り場は、平成29年4月24日からは銀座2号タクシー乗り場及び銀座9号タクシー乗り場の2箇所が加わり運用開始となりました。優良タクシー乗り場は、現在都内で12地区20箇所になっています。

なお、各優良タクシー乗り場及び羽田空港国内線タクシー乗り場は、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行が入構条件の一つとなっておりますが、当協会におきましては、入構の有無にかかわらず全ての事業者が、外国人利用客の利便向上に資するため、常時「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」を携行することとしております。

優良タクシー乗り場につきましては、引き続き入構資格のあるマスター（みつ星）事業者並びに東京タクシーセンター優良運転者表彰を受けた事業者の方々の積極的な入構へのご協力をお願いいたします。

なお、優良運転者表彰につきましては、東京タクシーセンターにおいて「表彰関係取扱規程」が改正され、従来はタクシー運転者としての継続勤務期間については個人タクシーになってから5年を経過しないと一般表彰（5年表彰）の受賞資格が得られなかったものが、平成30年4月1日より継続勤務期間については法個通算して表彰区分ごとの年数を勤務していれば資格を満たすこととなり、個人タクシー1年目の事業者でも一般表彰を受けられることとなりましたので、有資格者におかれましては、積極的に申請されますようお願いいたします。

ライドシェア等業界を取り巻く厳しい状況下、優良タクシー乗り場においては、法人業界とも連携して、選ばれる公共交通機関として、更なるサービスの向上を目指し、お客様が列を成している場合等を除き「ドアサービス」を徹底し、また「トランクサービス」においてはすべての営業において行うこととしております。

#### (5) 環境にやさしい低公害車「EV・HVタクシー」の推進

環境にやさしいエコタクシーの普及を促進する観点から、丸の内にある新丸ビル前タクシー乗り場が低公害車専用の「EV・HVタクシー乗り場」として運用されており、個人タクシー車両も積極的に入構し運営に協力しております。

4月現在の個人タクシーの電気自動車は特別区武三交通圏では8両、ハイブリッ



ト自動車は5, 2 3 2両、北多摩交通圏においては、電気自動車が1両、ハイブリッド自動車が7 1両、南多摩交通圏においては、ハイブリッド自動車が1 3 4両あります。

#### (6) 携帯電話メール活用による情報提供並びに情報収集システム

東日本大震災の発生を契機に、災害時等における行政機関からの緊急要請や都内の道路、各駅のタクシー乗り場の状況等について、携帯電話メールを活用し、適時適切な情報を個人タクシー事業者に直接提供するとともに、迅速な情報収集も行えるシステムを整え運用しております。緊急時の帰宅困難者等の対応だけでなく、日頃の事業者の動向等についてもメールを活用し実態を把握するなど、情報を共有化することにより、より一層の利用者利便の向上に努めております。

#### (7) 個人タクシー環境美化運動

タクシー乗り場やその周辺、団体事務所近隣等での清掃活動は、従来から個人・グループ・団体単位等で地域に根差した取り組みが行われております。

当協会におきましても、東個協・都営協合同による社会貢献策の一環として、都内各駅のタクシー乗り場での清掃活動を実施しており、平成29年度も毎月有志6名にご参加いただき、出動12回延べ72名により清掃活動を行いました。有志の皆様には心より感謝を申し上げます。

今後も、お客様に気持ち良くご利用いただける乗り場として環境美化に努め、各地で実施してまいります。

#### (8) 東京観光タクシードライバー認定制度

東京都内のタクシー事業者と東京の観光に係わる者が連携し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、「観光知識」と「おもてなしの心」を備えたドライバーを育成する東京観光タクシードライバー認定制度は平成24年度よりスタートしており、現在認定を受けている個人タクシー事業者は88名になりました。

近年の訪日外国人の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催も見据え、さまざまな観光メニューも設定されており、各団体でも認定ドライ

バーがさらに増えるよう取り組んでおります。

#### (9) 東京オリンピック・パラリンピックへの対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催は個人タクシー業界にとっても事業の活性化、利用者利便の更なる向上により事業の一層の発展につながる絶好の機会ととらえています。国内はもとより海外からの多数のお客様に対する接客・接遇等について諸施策を検討・実施し、公共交通機関の立場からおもてなしの心を持って安全・安心・快適な国際都市東京の実現へ寄与することを目的に東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会を設けております。

平成26年委員会発足以降、事業者アンケート調査の実施、タクシー車内での定型英会話集CDの作成、ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の実施、外国人旅客接遇研修（英語研修初級）の実施、東京観光タクシー推進ポスターの作成、「左側のドアからご降車ください」ステッカーの作成などに取り組みました。

また、UDタクシーの情報提供や導入補助事務、今後の多言語対応等について関係機関との協議も進めています。

#### (10) ユニバーサルドライバー研修(UD研修)の開催

「ユニバーサルドライバー研修」は、タクシードライバー向けのバリアフリー研修で、高齢者や障がい者の方々の多様なニーズや特性を理解し、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般のタクシードライバーの「接遇向上」を目指した研修です。研修内容は、講義だけでなくグループディスカッションや車いす等を使った実習も取り入れられています。

当協会におきましても講師を養成するとともに実施機関としての認定を受け、協会主催の研修として平成27年8月よりスタートしております。平成29年度は7回開催、通算で1,141名の事業者が受講修了しました。また、新規参加者は、関東支部主催のUD研修を受講することとなり、その他タクシーセンター等で受講した事業者を含め、総受講者数は2,123名となりました。

このUD研修は東京観光タクシードライバー認定の必須要件ともなっておりますが、観光タクシーや介護タクシーの資格の1つとして考えるだけでなく「おもてなしの心」を磨くためにも有効活用し、2年後のオリンピックも見据え、多く

の事業者が受講するよう推進してまいります。

### 3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

平成29年度の東京都内の個人タクシー事業者に対する行政処分の状況を見ますと、監査等が16事業者に対して行われました。監査事案による車両停止は12事業者が延べ484日車の処分を受けました。調査事案による車両停止は4事業者が延べ130日車の処分を受けました。このうちの主な内容は、運送事業者としてあるまじき無車検運行が4事業者で延べ192日車の処分を受けています。

近年の個人タクシーは、無免許運転、無車検運行、飲酒運転、優良タクシー乗り場への不正入構等、優秀適格者として許可を受けている個人タクシーとしてあってはならない不祥事が発生しています。個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている多くの事業者を裏切るこのような行為は絶対に許せることではなく、個人タクシー事業者としてあるまじき行為であり、当協会としても「会員の処分等に関する規則」に基づき対処するとともに、各団体へも事業者各位に対し、不祥事が繰り返されないよう強力な指導をお願いしました。

なお、「会員の処分等に関する規則」の過怠金につきましては、飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転をしたときに「10万円以下」であったものを「20万円以下」に、無免許運転をしたときに「10万円以下」であったものを「15万円以下」にそれぞれ増額し抑止力を高めました。一方で優良タクシー乗り場へ不正入構したときにつきましては、新たに優良乗り場に指定された箇所、うっかり入構してしまったような事案が多く、また半年余り不正入構がない状況等も考慮し「10万円」であったものを「10万円以下」に改めました。

銀座・新橋地区をはじめとする都内各地での不適正営業、空車タクシー待機列による交通阻害も未だに頻発しております。銀座乗禁地区内（規制中）における乗り場以外での待機行為（乗り場無視）、車外に出た待機行為、進入禁止無視、待機禁止無視、乗禁地区営業等を起こすことのないよう適正営業を徹底されますようお願いいたします。

東京タクシーセンターの指導協力員制度は、法人各社の管理者や個人各団体の指導担当者を対象にした指導協力員が選任され、個人タクシー業界からは当協会の街

街頭営業適正化特別委員会委員 8 名と同推進指導員 40 名、また東個協・都営協からも各指導担当者が指導協力員として委嘱されております。平成 29 年度も法個を合わせこの指導協力員が土日・休日を除き連日交替で問題地区の適正化に向け街頭指導に出動して、法個の区別なく是正指導にあたりました。

当協会では、これらの是正指導の他、推進指導員が計画された日程（非公開）に基づき出動し、ビデオ撮影等による不適正営業事業者の特定にも力点を置き、銀座・新橋地区、東京駅八重洲口、六本木地区等において不適正営業を繰り返す一部の悪質な事業者に対しては厳しく対応し、緩めることなく正常化に努めております。

なお、平成 29 年度の街頭指導は、出動回数 84 回、指導員延べ 276 名での出動となりました。

#### (1) 街頭営業適正化特別委員会委員及び推進指導員による街頭指導

- ・問題地区等への出動（銀座・新橋地区、六本木地区、東京駅八重洲口等）  
47 回（138 名出動）
- ・年末特別街頭指導  
（銀座・新橋地区、東京駅八重洲口等：12 月 1 日～15 日）  
11 回（33 名出動）
- ・東京タクシーセンター指導協力員としての出動 22 回（65 名出動）
- ・羽田空港街頭指導（街特委員・同推進指導員、東個協指導員、都営協指導員）  
4 回（40 名出動）

その他、銀座地区の渋滞対策会議、渋谷駅周辺交通対策検討会、各警察署・関係機関の渋滞・事故防止対策会議等への出席

#### (2) 不適正営業対処事案の状況

東京タクシーセンターや協会推進指導員等からの不適正営業等指導通報の対象事案に基づき、平成 29 年に警告事案、処分事案として対処した事案は、前年の 434 件から 87 件(20.0%)減少し 347 件でした。前年度に「講習事案」を廃止し、指導対象事案 2 回目で「処分事案」にする等の「街頭営業適正化指導規程」の強化・見直しを図ったことにより、処分事案は 16 件から 60 件と増加しました。

### (3) 羽田空港定額運賃の適用ゾーン一部廃止事業者への対応について

羽田空港の定額運賃については、法人事業者を含め大多数の事業者が19の適用ゾーンを設定しておりますが、60数名（無所属含む）の個人タクシー事業者から羽田空港から近い2箇所～18箇所のゾーンを廃止する変更届が出されました。（その後元に戻した事業者あり）

乗り場における利用者に対しての案内は、大多数の事業者が設定している内容（19の適用ゾーン）を前提にされていることなどから、利用者は定額運賃が適用されるという前提でタクシーを利用する環境となっています。適用していないゾーンを目的地とした運送の申し込みがあった場合においては、定額運賃が適用されていないことなどの説明が懇切丁寧に行われなければ、利用者利便を著しく阻害することになり、行政当局からも利用者利便を確保するため、懇切丁寧な説明等適切な措置を行うよう指示を受けることとなりました。

第36回理事会（10月26日書面開催）において一部ゾーンを適用していない車両については、道路運送法の目的である旅客の利便確保の観点から、利用者にわかりやすい表示として「この車両は定額運賃をご利用できない地域があります」ステッカーの貼付を義務付けるとともに、適用していないゾーンを目的地として申し込みがあった場合には「運送申し込みのあったゾーンは多数の事業者が定額運賃を設定しているが、本車両では設定をしていないため、メーター運賃を適用することとなること。」「メーター運賃ではなく定額運賃を希望する場合には、申し込みのあったゾーンを設定している車両に案内すること」などのルールを新設するため「特定地域街頭営業ルール実施要綱」を一部改定しました。また、ステッカーの未貼付など違反した場合の過怠金を新設するため「会員の処分等に関する規則」につきましても一部改定をいたしました。12月1日及び4日には、羽田空港において当協会の指導員、東個協並びに都営協の指導員による街頭指導も実施しました。

また、適用ゾーン一部廃止事業者に対しては、行政より適用ゾーン以外の申し込み状況やその際の旅客への対応方等を調査するため実績報告が毎月求められることとなりました。

#### (4) 所属団体長講習会

各所属団体において不適正営業の撲滅に向けた指導の徹底を図ることを目的に、指導的立場にある団体長を対象に、所属団体長講習会を実施しています。

街頭営業適正化指導規程に則り、平成30年3月29日に平成29年の1年間における所属団体ごとの指導対象事案発生率の高い上位20団体の所属団体長を対象に、東京タクシーセンターから講師の派遣を願い所属団体長講習会を開催いたしました。

#### (5) (公財)東京タクシーセンターの指導協力員報告会並びに団体指導責任者を対象とする講習会

個人タクシー業界から当協会の街頭営業適正化特別委員会委員8名と同推進指導員40名、また東個協・都営協からも各指導担当者が東京タクシーセンターの指導協力員として委嘱されております。

9月13日には、指導協力員報告会並びに団体指導責任者を対象とする講習会が開催され、各問題地区での指導状況の報告や今後の対応等についての説明があり、その後活発な意見交換が行われました。

また、報告会の中で東京タクシーセンターより、日頃の街頭指導等への協力に対する感謝状が代表者に授与されました。

### 4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関誌等の刊行と広報活動について

#### (1) 関係法令、通達等の周知

関係法令の一部改正や通達等については、毎月開催の理事会で報告及び説明し、会員団体へも随時通知いたしました。

#### (2) 協会報の発行

理事会をはじめ業界の最新情報や現状をお知らせする協会報は、好評の「東京ぐるり支部紹介」や地理モニター調査員からの「地理モニター報告」等、タイムリーな話題とともに紙面の充実を図り、事業者一人ひとりに配付しました。

### (3) 協会ホームページの充実

協会ホームページは、お客様への情報、組織内向けの情報、個人タクシー開業希望者への情報、データライブラリー等を掲載しております。組織内向けの情報では、関係通達や協会規定類の改定、申請・届出様式等、常に最新の内容に更新し更なる利便向上に努めました。

また、お客様へは「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」の応募方法や当選者情報の他、マスターズ制度についてもわかりやすく掲載し、より多くのお客様に個人タクシーをご利用いただけるようPRにも努めました。

## 5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

### (1) 経営白書の刊行

平成29年度版経営白書 ～はじめに～ より一部抜粋。

大変厳しい営業環境でのお仕事は辛いとお感じの方も少なくないと思います。経済の景気動向とは裏腹に小池新都知事の厳しい風営法の強化による深夜営業の規制、電通の過労自殺に端を発した残業・長時間労働問題、政府が主導する“働き方改革”推進等の潮流によって、労働環境は夜型社会から日中型社会へとシフトしつつあり、これまで深夜タクシーを利用して下さっていたお客様が激減するなど、社会は新たな方向に、また新しいステージへ進み、固まりつつあります。

大手法人事業者の方達は生き残りと言う話で、ライドシェア対策と称して、利用者の囲い込み策に見える、ITを活用した利用者利便のための施策11項目を掲げておりますが、この項目は中小の法人事業者を加盟店にして事業拡大を目論む秘策に感じてなりません。また、我々個タク業界にも、ITを活用した何かを、利用者に対して作りなさいと求められている所でございます。全個協会長である秋田会長も、これらの要望を受け、法人に出来ない個人タクシー独自の施策を考えている所でございます。（※平成29年12月全個協において「個人タクシー業界が今後取り組む事項」が取りまとめられた。）

IT関連ではありませんが、全国の各事業区域に於いて、有事の際に各地域の役所等と連携して、緊急指定車両として活動し得る事業提携を推進しております。全

国の事業者さんも、地域に登録して災害時の搬送の手伝いにご協力して頂きたいと思っております。

昨年、一昨年と、常識では考えられない事案が、数多く御座いました。全てを払拭出来たとは、まだまだ言えない状況ではございますが、確実に0を目標にご協力下さい。個人事業者として、原点を注視して、新しい時代と新しいステージでの営業にチャレンジしていかなくては、道は切り開けないのが現時点での感想で御座います。社会からの情報を一人ひとりが受け止めて事業に活かして頂きたいと思っております。

また、嬉しい話として、行政当局より個人タクシーの新規許可について検討する方向で話しがありました。それを実現するに当たり、皆様の協力をお願いする次第で御座います。白書発行以降は、以前起きてしまった不祥事案をなくして利用者より求められる個人業界を目指す事ではないでしょうか。常に目標をもちプライドを持ち営業される事をお願いします。

最後になりますが、今私自身に事業者さんから改善要求が一つ来ております。正規タクシー乗り場、仲間同士での乗り場等のすぐ前に着け待ちする事業者を排除して下さいとの事です。自分さえ良ければ良いと言う事業者と見受けられます。このような営業も常識外だと言う事を認識して下さい。そして皆さんには、是非410円の利用者からお釣りは要らないと言われるような接客に心がけて頂きたいと思っております。

平成29年度版個人タクシー経営白書は、サブタイトルを“新たなステージへ第一歩”として10月に刊行しました。

## (2) 運転免許返納者割引の導入について

日本の少子高齢化の進展に伴い、高齢運転者による死亡事故等の発生が社会問題となる中、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題であり、その対策を進める上で、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保することが必要となっております。高齢や健康上の理由で運転免許証を自主的に返納し、外出の足を失った方々が少しでもタクシーを利用しやすくなるよう、3月15日開催の第39回理事会におきまして、東京の個人タクシー業界として運転免許返納者割引を導入していくことを決定しました。



申請に関しては、事業者一人ひとりの判断となりますが、高齢者の運転免許返納は国を挙げての取り組みであり、また割引導入はPR効果や需要拡大につながるメリットも考えられ、社会貢献策の一つとして一人でも多くの事業者が導入されるようご協力をお願いいたします。なお、申請用紙の配付や集約は当協会において行いますが、運転免許返納者割引については、公共的割引に位置づけられており、申請に際しては原価計算書の添付は要しないこととされております。

## 6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

### (1) 輸送実績調査及び集計

輸送実績、事業報告については、各団体が支局に提出したものと同様のものを提出いただき、当協会事務局において全事業者の輸送実績データから、より多くの標準的事業者の輸送実績の集計作業を行い、諸施策に活用いたしました。

### (2) (一社)全国個人タクシー協会の各種調査への協力

(一社)全個協が行うタクシー運賃現況調査、輸送実績調査、「個人タクシー業界が今後取り組む事項」に係わる調査等に協力しました。

## Ⅲ. 事業者の相互扶助を図るための共済事業について

平成29年度の死亡事業者数は、前年度に比して3名増加し88名でした。死亡者の平均年齢は67.7歳で、死亡原因としては、消化器系、循環器系、呼吸器系等の生活習慣病に起因するものが多く見られました。その内癌による死亡者は45名(51.1%)と前年比+12名で、その割合は12.3ポイントも増え半数を超えた状況となっています。引き続き、健康診断による早期発見・早期治療と再診・再検査の徹底をお願いいたします。

・死亡者数

28 年度	29 年度
85 名 平均年齢 67.8 歳	88 名 平均年齢 67.7 歳 (前年比 + 3 名)
うち癌による死亡者 33 名 (38.8%)	うち癌による死亡者 45 名 (51.1%)

健康診断は定期的に必ず受け、結果を健康管理に有効活用し、再診・再検査が必要になった場合も先延ばしせず受診を徹底する。一人ひとりが安全で安心な個人タクシーを目指して健康の保持に取り組むよう、安全対策委員会では平成 29 年度も健康管理啓蒙ポスターを作成し、各団体事務所に掲出願いました。

《健康管理啓蒙ポスター》

タイトル「必ず受ける健康診断」「再検査も徹底しよう」

また、健康診断の受診につきましては、3月30日付で「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正があり、従来より自動車運送事業者には乗務員の健康状態の把握が義務付けられておりましたが、当該乗務員には、乗務員を兼ねている個人タクシー事業者が含まれることが明記されました。11項目の検査項目を1年以内ごとに1回定期に受診し、さらに「特定業務従事者（深夜業）」と呼ばれる深夜22時から翌朝5時までの間における業務を1週間に1回以上又は1ヵ月に4回以上行う者には、6ヵ月以内ごとに1回、健康診断の受診が義務付けられました。

#### IV. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行業

(1) 譲渡譲受認可申請件数

平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月	申請前合格	314 件
	申請後試験	41 件

平成 27 年 4 月 1 日より事前試験制度が導入されており、法令及び地理試験は

年1回、法令のみの試験は年3回実施されております。なお、事前試験制度により合格した者には、2年間有効の合格証が発せられ、譲渡人がいれば随時申請し、処理期間を経て随時処分されております。

事前試験合格者の譲渡譲受申請の処分状況につきましては、毎月理事会に報告するなど情報提供いたしました。

## (2) 期限更新申請件数

平成29年12月1日更新者	3,281件
平成30年6月1日更新者	1,846件

## (3) 表彰関係

平成29年自動車関係功労者表彰（大臣表彰）	1名
平成29年関東運輸局長表彰	9名
平成29年東京運輸支局長表彰	21名
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰	51団体
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰	277名
平成28年交通栄誉章「緑十字銅章」	10名
(一社)東京都個人タクシー協会長表彰	49名

以上、平成29年度の事業活動の概況について申し述べましたが、それぞれの事業の実施に当たりましては、各団体役員並びに事務局各位に多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。皆様方のご尽力によりまして、円滑な業務運営をすることができ、かつ、一定の成果を収めることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

また、関係行政庁及び関係機関の懇切なご指導、ご鞭撻に対しましても厚く感謝を申し上げます。新年度におきましても、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

## 平成29年度の活動状況

### I. 総会・理事会等

#### (1) 第4回定時総会

7月4日 ホテルグランドパレス 「議決権行使者67名 出席」

#### (2) 正副会議

5月10日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
6月2日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
7月4日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務、他2名」  
7月6日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
8月3日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
9月1日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
10月5日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
10月26日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長」  
11月8日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
12月5日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
1月11日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
1月16日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
2月2日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
3月1日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」  
4月3日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」

#### (3) 理事会

第32回 5月19日 日個連会館 「理事27名中27名出席」  
第33回 7月19日 日個連会館 「理事29名中29名出席」  
第34回 9月12日 日個連会館 「理事29名中28名出席」  
第35回 10月19日 日個連会館 「理事29名中29名出席」  
第36回 10月26日 (書面開催通知発送)  
第37回 11月20日 日個連会館 「理事29名中29名出席」  
第38回 1月16日 ホテルグランドパレス 「理事29名中29名出席」  
第39回 3月15日 日個連会館 「理事29名中29名出席」  
第40回 4月12日 日個連会館 「理事29名中29名出席」

#### (4) 監査

5月16日 平成28年度期末監査 関・田中両監事、秋田会長、前田専務  
11月10日 平成29年度上期監査 関・田中両監事、秋田会長、前田専務

#### (5) 総務委員会

第4回 8月24日 「矢澤委員長、岩堀副委員長、堀口・三浦・濱田・押木各委員、櫻井担当副会長、前田専務」

(6) 財務委員会

第6回 5月16日「小嶋委員長、横尾副委員長、内田・富本・平本各委員、伊藤担当副会長、前田専務」

第7回 11月10日「小嶋委員長、横尾副委員長、内田・富本・平本・北村各委員、伊藤担当副会長、前田専務」

(7) 1月16日 平成30年新年賀詞交歓会 ホテルグランドパレス

来賓37名、理事29名、監事2名、委員会委員18名、推進指導員30名

## II. 安全輸送を確保するために必要な事業

(1) 安全対策委員会

第4回 8月30日「野田委員長、山下副委員長、田中(映)・野寄・齋藤・片田各委員、田中担当副会長、前田専務」

(2) 法個事故防止対策関係

9月26日 法個シートベルト着用調査・PR活動

野田委員長、田中委員 事務局：業務課長

12月14日 法個シートベルト着用調査・PR活動

山下副委員長、野寄委員 事務局：業務課長

4月10日 法個シートベルト着用調査・PR活動

田中担当副会長、野田委員長 事務局：管理部次長、業務課長

(3) タクシードライバー交通安全教室 警視庁交通安全教育センター

9月13日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 田中担当副会長

4月11日 東個協受講者8名、都営協受講者7名 野寄委員

(4) 9月8日 特殊詐欺対策官民会議 警視庁 事務局：管理部次長

10月24日 第12回NASVA安全マネジメントセミナー 東京国際フォーラム 櫻井副会長

4月9日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 水野委員

(5) 3月9日 自動車事故対策機構運行管理者等指導講習業務及び適性診断業務実施計画協議

東京運輸支局 事務局：管理部次長

(6) 東京タクシー防犯協力会

7月4日 監査 東タ協 「佐藤監事」

7月14日 総会 グランドヒル市ヶ谷 「伊藤理事、佐藤監事、松浦幹事」

12月4日 防犯責任者講習会 赤羽会館 「伊藤理事、佐藤監事、齋藤安対委員、松浦幹事」

(7) セーフティドライバー・コンテストへ154組770名で参加

### Ⅲ. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

#### 1. 良質な輸送力の確保対策

##### (1) 個人タクシー事業者研修会 (メルパルクホール)

・平成29年12月1日更新対象者

- |    |       |      |   |
|----|-------|------|---|
| 1回 | 5月17日 | 864名 | 支局：山口専門官・高田専門官<br>タクシ：志水指1係長<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>秋田会長、宮田・矢澤・岩堀・千田・小倉各理事   |
| 2回 | 5月23日 | 873名 | 支局：山口専門官・武富専門官<br>タクシ：菅野指2課長代理<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>櫻井副会長、城・本橋・高橋(裕)・齋藤・野田各理事  |
| 3回 | 5月30日 | 878名 | 支局：山口専門官・高田専門官<br>タクシ：菅野指2係長<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>佐藤副会長、小嶋・石川・堀口・内田各理事   |
| 4回 | 7月13日 | 780名 | [高齢事業者研修会]<br>支局：山口専門官・武富専門官<br>事故対東京主管支所：三好アシスタントマネージャー<br>鶯谷健診センター：本井・堀口両保健師<br>タクシ：松井指1課課長代理<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>伊藤副会長、山下・中嶋・杉本・横尾・北村各理事 |

・平成30年6月1日更新対象者

- |    |       |       |   |
|----|-------|-------|---|
| 1回 | 12月7日 | 1219名 | 支局：山口専門官・金子専門官<br>タクシ：志水指1係長<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>中島副会長、矢澤・石川・齋藤・城・野田各理事   |
| 2回 | 2月19日 | 656名  | [高齢事業者研修会]<br>支局：山口専門官・金子専門官<br>事故対東京主管支所：川島講師<br>鶯谷健診センター：堀口保健師・開沼管理栄養士<br>タクシ：松井指1課課長代理<br>キャプラン(株)：松橋講師<br>田中副会長、小嶋・岩堀・濱田・溝上・高橋各理事 |

##### (2) 東京運輸支局許可期限更新特別研修

- |        |            |          |                |               |
|--------|------------|----------|----------------|---------------|
| 10月30日 | 対象事業者693名  | 西新井文化ホール | 溝上・堀口・石川・岩堀各理事 | 事務局：業務課長、事業課長 |
| 4月26日  | 対象事業者1198名 | 西新井文化ホール | 岩堀・小倉・山下・矢澤各理事 | 事務局：業務課長、事業課長 |

## 2. 利用者へのサービス向上対策

- (1) 個人タクシー利用者感謝の日 キャンペーン活動 12月1日～21日  
マスターズ制度参加者による応募はがき付きチラシを車内配布  
領収書貼付のうえ応募、協会ホームページにもキャンペーンPR  
当選賞品：宿泊観光プランや東日本大震災の復興支援策の一環として東北地方特  
産品、クオカード  
※当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞
- (2) 第25回個人タクシー利用者懇談会 11月24日 アルカディア市ヶ谷 出席アドバイザー：19名  
秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務、矢澤総務委員長、  
岩堀副委員長、堀口・三浦・濱田・押木各委員
- (3) 環境美化運動
- 5月8日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 蒲田駅  
東個協品川第三支部・都営協東支部 有志6名
- 6月12日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 経堂駅  
東個協目黒第二支部・都営協都民同盟支部 有志6名
- 7月10日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 練馬駅  
東個協練馬第二支部・都営協東京西北支部 有志6名
- 8月7日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 品川駅高輪口優良タクシー乗り場  
東個協品川第二支部・都営協四〇支部 有志6名
- 9月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 阿佐ヶ谷駅  
東個協杉並支部・都営協東京旅客支部 有志6名
- 10月10日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 北千住駅  
東個協足立第二支部・都営協新足立協組 有志6名
- 11月13日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 二子玉川駅  
東個協世田谷第一支部・都営協全東京支部 有志6名
- 12月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 羽田空港国際線優良乗り場  
東個協大田第一支部・都営協さくら支部 有志6名
- 1月15日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 押上駅  
東個協墨田支部・都営協新東京支部 有志6名
- 2月13日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 東京駅丸の内優良乗り場  
東個協文京第二支部・都営協東部支部 有志6名
- 3月12日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 中野駅  
東個協野方支部・都営協新中野支部 有志6名
- 4月9日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 恵比寿駅  
東個協渋谷支部・都営協四〇支部 有志6名
- (4) ユニバーサルドライバー研修
- |        |                   |       |        |
|--------|-------------------|-------|--------|
| 6月19日  | 第25回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者38名 |
| 8月21日  | 第26回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者34名 |
| 10月16日 | 第27回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者38名 |
| 12月18日 | 第28回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者38名 |
| 1月29日  | 第29回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者39名 |
| 3月19日  | 第30回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者43名 |
| 4月16日  | 第31回ユニバーサルドライバー研修 | 日個連会館 | 受講者37名 |

- (5) 5月11日 第10回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：事業課長  
 7月20日 第11回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：事業課長  
 7月20日 第9回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第9回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会 都庁 事務局：事業課長  
 8月7日 第7回新宿ターミナル協議会 都庁 事務局：事業課長  
 12月25日 第12回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：事業課長  
 12月25日 第10回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第10回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会 都庁 事務局：事業課長  
 2月20日 第13回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：事業課長  
 2月20日 第11回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第11回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会 都庁 事務局：事業課長
- (6) 6月15日 北区バリアフリー基本構想に関する事業者説明会 北とぴあ 事務局：管理部次長  
 6月21日 北区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画の作成に関する説明会 赤羽文化センター 事務局：管理部次長  
 8月1日 北区バリアフリー基本構想の策定に伴う第1回事業者部会 北とぴあ 事務局：管理部次長
- (7) 2月2日 「今後の多言語対応等について」打合せ 都担当2名 秋田会長、中島・櫻井両副会長、前田専務 事務局：業務部部长、管理部次長  
 3月1日 「今後の多言語対応等について」打合せ 都担当3名 事務局：管理部次長  
 4月3日 「今後の多言語対応等について」打合せ 都担当3名 秋田会長、中島・櫻井両副会長、前田専務 事務局：業務部部长、管理部次長
- (8) 7月27日 マスター事業者コンテスト第3回全国大会 品川プリンスホテル 事務局：業務部部长、管理部次長  
 2月28日 接客マナーコンテスト準本選会 日個連会館 審査員：秋田審査委員長、中島審査副委員長、タケシ教務部伊藤部長、キャプラン(株)松橋インストラクター  
 ノミネート者14名(東個協8名、都営協5名、多摩個連1名)  
 3月28日 接客マナーコンテスト本選会 個人タクシー会館 事務局：業務部部长、管理部次長

### 3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進

- (1) 街頭営業適正化特別委員会  
 第8回 7月12日「櫻井委員長、宮田副委員長、中山・石川・綾部・江連・水野・柴田各委員、前田専務」
- (2) 9月13日 東京タクシーセンター指導協力員報告会及び平成29年度個人タクシー団体指導責任者を対象とする講習会 日個連会館 106名出席
- (3) 所属団体長講習会 日個連会館  
 3月29日「櫻井委員長、宮田副委員長、前田専務、タケシ2名、所属団体長20名」



#### (4) 街頭指導関係

5月15日	銀座・新橋街頭指導	宮田副委員長、第8B指導班2名
5月16日	銀座・新橋街頭指導	櫻井委員長、第9B指導班2名
5月18日	銀座・新橋街頭指導	石川委員、第9A指導班2名
5月19日	銀座地区街頭指導	江連・中山両委員、第10B指導班1名
5月22日	東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い	櫻井副会長、宮田副委員長
5月22日	銀座・新橋街頭指導	綾部委員、第10A指導班2名
5月23日	銀座・新橋街頭指導	柴田委員、第1A指導班2名
5月24日	銀座・新橋街頭指導	中山委員、第1B指導班2名
5月26日	銀座地区街頭指導	水野委員、第2A指導班2名
6月1日	銀座・新橋街頭指導	宮田副委員長、第2B指導班2名
6月7日	銀座・新橋街頭指導	中山委員、第3A指導班2名
6月9日	銀座地区街頭指導	石川委員、第3B指導班2名
6月13日	銀座・新橋街頭指導	柴田委員、第4A指導班2名
6月23日	銀座地区街頭指導	綾部委員、第4B指導班2名
6月26日	銀座・新橋街頭指導	水野委員、第5A指導班2名
7月6日	銀座・新橋街頭指導	江連委員、第5B指導班2名
7月14日	銀座地区街頭指導	中山委員、第6A指導班2名
7月18日	銀座・新橋街頭指導	綾部委員、第6B指導班2名
7月20日	銀座・新橋街頭指導	石川委員、第7A指導班2名
7月24日	銀座・新橋街頭指導	水野委員、第8A指導班2名
7月28日	銀座地区街頭指導	柴田委員、第7B指導班2名
8月1日	銀座・新橋街頭指導	綾部委員、第8B指導班2名
8月2日	銀座・新橋街頭指導	江連委員、第9A指導班2名
8月4日	銀座地区街頭指導	宮田副委員長、第9B指導班2名
8月24日	銀座・新橋街頭指導	柴田委員、第10A指導班2名
8月25日	銀座地区街頭指導	石川委員、第1A指導班2名
8月31日	銀座・新橋街頭指導	水野委員、第10B指導班2名
9月1日	六本木地区街頭指導	江連委員、第1B指導班2名
9月6日	銀座・新橋街頭指導	綾部委員、第2A指導班2名
9月14日	銀座・新橋街頭指導	柴田委員、第2B指導班2名
9月19日	銀座・新橋街頭指導	中山委員、第3A指導班2名
9月21日	銀座・新橋街頭指導	宮田副委員長、第3B指導班2名
9月29日	六本木地区街頭指導	水野委員、第4A指導班2名
10月2日	銀座・新橋街頭指導	江連委員、第4B指導班2名
10月5日	東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い	櫻井副会長、宮田副委員長
10月6日	銀座地区街頭指導	綾部委員、第5A指導班1名
10月10日	銀座・新橋街頭指導	石川委員、第5B指導班2名
10月18日	銀座・新橋街頭指導	中山委員、第6A指導班2名
10月20日	銀座地区街頭指導	宮田副委員長、第6B指導班2名
10月26日	銀座・新橋街頭指導	水野委員、第7A指導班2名
11月1日	銀座・新橋街頭指導	綾部委員、第7B指導班2名
11月2日	銀座・新橋街頭指導	石川委員、第8A指導班2名
11月7日	銀座・新橋街頭指導	宮田副委員長、第8B指導班2名
11月8日	銀座・新橋街頭指導	江連委員、第9A指導班2名
11月10日	銀座地区街頭指導	中山委員、第9B指導班2名
11月17日	銀座地区街頭指導	柴田委員、第10A指導班2名
12月1日	羽田空港街頭指導	櫻井委員長他協会指導員9名、東個協指導員10名

12月1日 東京駅八重洲口街頭指導 水野委員、第10B指導班2名  
 12月4日 羽田空港街頭指導 宮田副委員長他協会指導員9名、都営協指導員10名  
 12月4日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第1A指導班2名  
 12月5日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第1B指導班2名  
 12月6日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第2A指導班2名  
 12月7日 東京駅八重洲口街頭指導 柴田委員、第2B指導班2名  
 12月8日 銀座地区街頭指導 石川委員、第3A指導班2名  
 12月11日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第3B指導班2名  
 12月12日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第4A指導班2名  
 12月13日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第4B指導班2名  
 12月14日 東京駅八重洲口街頭指導 綾部委員、第5A指導班2名  
 12月15日 銀座地区街頭指導 江連委員、第5B指導班2名  
 12月21日 関東運輸局長年末特別街頭視察立会い 櫻井委員長、宮田副委員長  
 1月19日 銀座地区街頭指導 宮田副委員長、第10A指導班2名  
 1月25日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第1A指導班2名  
 1月26日 銀座地区街頭指導 水野委員、第1B指導班2名  
 1月29日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第2A指導班2名  
 1月31日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第2B指導班2名  
 2月7日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第3B指導班2名  
 2月16日 銀座地区街頭指導 綾部委員、第4A指導班2名  
 2月22日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第4B指導班2名  
 2月23日 銀座地区街頭指導 中山委員、第5A指導班2名  
 2月27日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第5B指導班2名  
 3月2日 銀座地区街頭指導 柴田・水野両委員、第6A指導班1名  
 3月8日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第6B指導班2名  
 3月13日 東京駅八重洲口街頭指導 石川委員、第7A指導班2名  
 3月16日 銀座地区街頭指導 江連委員、第7B指導班2名  
 3月19日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第8A指導班2名  
 3月27日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第8B指導班2名  
 4月4日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第9A指導班2名  
 4月5日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第9B指導班2名  
 4月9日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第10A指導班2名  
 4月13日 銀座地区街頭指導 水野委員、第10B指導班2名  
 4月16日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第1A指導班2名  
 4月20日 銀座地区街頭指導 宮田副委員長、第1B指導班2名

(5) 乗り場問題・交通対策関係会議

6月7日 タクシー事業者との交通安全対策連絡会議 神田警察署 事務局：事業課長  
 6月9日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務課長  
 6月15日 環状2号線周辺まちづくりガイドライン バス・タクシー系事業者ヒアリング  
 港区役所 事務局：事業課長  
 6月21日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウン等を考える会」 商工会館 事務局：業務課長  
 7月10日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクセ 事務局：管理部次長、事業課長  
 7月14日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウン等を考える会」 商工会館 事務局：業務課長  
 7月24日 銀座ショットガン運営協議会 東タ協 前田専務 事務局：事業課長  
 8月3日 新宿地区交通問題意見交換会 東京国道事務所 事務局：業務課長  
 8月28日 杉並区荻窪駅周辺交通戦略連絡協議会 杉並区役所 事務局：業務課長  
 8月30日 第4回「東京駅八重洲口交通広場」における交通安全対策検討会 東京運輸支局

- 宮田副委員長 事務局：事業課長
- 9月5日 東京駅丸の内口再発事故防止会議 東京駅舎 事務局：事業課長
- 9月15日 渋谷駅周辺交通対策検討会 東京国道事務所 事務局：業務課長
- 9月15日 タクシー事業者との交通安全対策連絡会議 神田警察署 事務局：事業課長
- 9月20日 品川車両基地跡地開発に伴うタクシー系事業者ヒアリング 港区役所  
事務局：事業課長
- 10月5日 東京駅丸の内口再発事故防止会議 東京駅舎 事務局：事業課長
- 10月20日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウン等を考える会」 東々協 事務局：業務課長
- 10月25日 新宿地区交通問題意見交換会 東京国道事務所 事務局：業務課長
- 10月27日 杉並区荻窪駅周辺交通戦略連絡協議会 杉並区役所 事務局：業務課長
- 10月27日 新橋駅周辺の基盤整備に係る作業部会 新宿アイランドタワー 石川委員 事務局：事業課長
- 10月27日 新橋駅周辺の基盤整備に係る意見交換会 新宿アイランドタワー 石川委員  
事務局：事業課長
- 11月9日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウン等を考える会」 東々協 事務局：業務課長
- 11月27日 銀座ショットガン運営協議会 東々協 前田専務 事務局：事業課長
- 11月28日 東京都駐車対策協議会 警視庁新橋庁舎 事務局：業務課長
- 12月1日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務課長
- 12月8日 第5回「東京駅八重洲口交通広場」における交通安全対策検討会 東京運輸支局  
宮田副委員長、石川委員 事務局：事業課長
- 1月11日 杉並区荻窪駅周辺交通戦略連絡協議会 井草森公園 事務局：業務課長
- 1月23日 杉並区荻窪駅周辺交通戦略連絡協議会 杉並区役所 事務局：業務課長
- 1月23日 第2回新橋駅周辺の基盤整備に係る作業部会 新宿アイランドタワー 事務局：事業課長
- 1月31日 品川車両基地跡地開発に伴うタクシー系事業者ヒアリング 港区役所  
事務局：事業課長
- 1月31日 銀座ショットガン運営協議会打合せ 東々協 事務局：事業課長
- 2月5日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクセ 事務局：管理部次長、事業課長
- 2月21日 バスタ新宿意見交換会 東京国道事務所 事務局：業務課長
- 2月23日 銀座ショットガン運営協議会 東々協 中島副会長、前田専務 事務局：事業課長
- 2月28日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウン等を考える会」 商工会館 事務局：業務課長
- 3月14日 渋谷駅周辺交通対策検討会 新宿アイランドタワー 事務局：業務課長
- 3月22日 新宿地区交通問題意見交換会 東京国道事務所 事務局：業務課長
- 4月4日 霞ヶ関におけるタクシー対策会議 タクセ 櫻井委員長 事務局：事業課長
- 4月18日 港区役所「浜松町・大門通りにおけるタクシーの客待ち待機について」打合せ  
港区担当2名、東々協1名 事業課長：事業課長
- 4月24日 杉並区荻窪駅周辺交通戦略連絡協議会 杉並区役所 事務局：業務課長

#### 4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動

##### (1) 教育広報委員会

- 第37回 5月26日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第38回 6月23日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第39回 7月28日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第40回 8月29日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第41回 9月21日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第42回 10月27日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第43回 11月28日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」

- 第44回 12月22日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」  
 第45回 1月25日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」  
 第46回 2月27日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」  
 第47回 3月27日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」  
 第48回 4月24日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」

## 5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策

### (1) 経営資材委員会

- 第10回 8月8日 「本橋委員長、小倉副委員長、溝上・鈴木・榊原・小島各委員、佐藤担当副会長、前田専務」  
 第11回 9月6日 「本橋委員長、小倉副委員長、溝上・鈴木・榊原・小島各委員、佐藤担当副会長、前田専務」  
 第12回 9月26日 「本橋委員長、小倉副委員長、溝上・鈴木・榊原・小島各委員、佐藤担当副会長、前田専務」

### (2) 平成29年度版個人タクシー経営白書 10月発行

～新たなステージへ 第一歩～

### (3) 11月13日 運賃問題検討会 東夕協 櫻井・伊藤両副会長、前田専務

### (4) 6月16日 UD補助協議会に関する打合せ 東京運輸支局 前田専務 事務局：業務部部长、事業課長

11月14日 次世代タクシー普及促進事業補助金説明会 新宿NSビル 事務局：事業課長

## IV. 監督官庁が行う行政事務の協力および事業者が行う関係官庁への事務代行

### (1) 譲渡譲受認可申請件数 平成29年5月～平成30年4月

申請前合格	314件
申請後試験	41件

### (2) 期限更新申請件数

12月1日更新者	3,281件
6月1日更新者	1,846件

### (3) 12月7日 多摩地区登録諮問委員会 立川グランドホテル 田中委員 3月30日 多摩地区登録諮問委員会 立川グランドホテル 田中委員 4月20日 多摩地区登録諮問委員会 立川グランドホテル 田中委員

(4) 表彰関係

平成29年東京運輸支局長表彰式	9月13日	品川区立総合区民会館	21名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰式	9月28日	ホテルイースト21東京	51団体受賞
平成29年関東運輸局長表彰式	10月25日	神奈川県立青少年センター	9名受賞
平成29年自動車関係功労者表彰式	10月30日	国土交通省供用大会議室	1名受賞
平成29年交通栄誉「緑十字銅章」	11月15日		10名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰式	11月29日	ホテルイースト21東京	277名受賞
(一社)東京都個人タクシー協会表彰式	1月16日	ホテルグランドパレス	49名受賞

V. タクシー特定地域協議会関係

- (1) 6月29日 第5回東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会 自動車会館  
中島副会長、前田専務

VI. (公財)東京タクシーセンター関係

- (1) (公財)東京タクシーセンター評議員会  
3月15日 グラント<sup>®</sup>ヒル市ヶ谷 「秋田評議員」
- (2) // 理事会  
6月5日 グラント<sup>®</sup>ヒル市ヶ谷 「中島理事」  
3月5日 グラント<sup>®</sup>ヒル市ヶ谷 「中島理事」
- (3) // 登録諮問委員会・違法行為審査会・表彰選考委員会  
6月12日 タクセン 「田中・佐藤両委員」  
8月8日 タクセン 「田中・佐藤両委員」  
10月24日 タクセン 「田中・佐藤両委員」  
2月14日 タクセン 「田中・佐藤両委員」  
3月7日 タクセン 「田中・佐藤両委員」
- (4) // 適正化事業諮問委員会  
3月12日 タクセン 「櫻井・伊藤両委員」
- (5) // 街頭指導会議  
6月6日 タクセン 「櫻井・伊藤・前田各委員」  
10月17日 タクセン 「櫻井・伊藤・宮田・前田各委員」  
2月15日 タクセン 「櫻井・伊藤・宮田・前田各委員」
- (6) // タクシー評価委員会  
6月22日 アルカディア市ヶ谷 「伊藤委員」
- (7) // 羽田空港国際線タクシー乗り場視察  
5月16日 国際線タクシー乗り場 「秋田会長、中島副会長」
- (8) // 英語おもてなしコンテスト

5月31日	夕セシ	「田中副会長」
10月20日	TIAT SKY HALL	「佐藤副会長」
3月14日	夕セシ	「伊藤副会長」

## VII. その他の会議等

### (1) 駅構内運営委員会

5月9日 役員会 東夕協 櫻井副委員長、伊藤・山下・宮田・中嶋・佐藤各委員、本橋監事  
 2月7日 業務打合せ 東夕協 櫻井副委員長、伊藤委員 事務局：管理部次長  
 4月20日 監査 東夕協 本橋監事

(2) 5月25日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会通常総会 ホテルニューオオタニ  
 秋田会長、中島・櫻井・田中・佐藤各副会長、前田専務  
 6月2日 (一社)東京都LPガススタンド協会総会 アジュール竹芝 秋田会長、前田専務  
 9月14日 ふくろ祭り合同打合せ会 池袋警察署 事務局：業務課長  
 9月22日 大韓民国全国個人タクシー運送事業組合連合会朴会長来所 秋田会長  
 9月22日 羽田空港等における白タク行為に係る対策会議 東京運輸支局 前田専務  
 10月30日 全都個人タクシー軟式野球連盟第33回大会開会式 江戸川区球場 秋田会長  
 10月31日 東京都予算等に対する要望ヒアリング 都庁 櫻井・伊藤両副会長  
 事務局：管理部次長  
 11月30日 第19回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 京王プラザホテル  
 事務局：管理部次長  
 1月12日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会新年賀詞交歓会 ホテルニューオオタニ  
 秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務  
 1月19日 東京マラソン説明会 都庁 事務局：業務課長  
 1月23日 東京都予算等に対する要望ヒアリングへの回答 都庁 秋田会長、中島副会長  
 事務局：管理部次長  
 4月24日 第20回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 警視庁 事務局：管理部次長